

■ 計画の基本事項

● 計画策定の目的

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

品川区でも、人と地域の関わり方が変化し、孤独・孤立を感じている人や複雑な課題を抱え生きづらさを感じている人や世帯が増加している中、区民、地域団体、行政などさまざまな主体が協働して地域福祉を推進していくための方針や、「区民の幸福(しあわせ)」、ウェルビーイングにつながる具体的な取り組みを示すことを目的として、本計画を策定します。

● 計画期間、計画の位置付け

本計画の計画期間は、2024(令和 6)年度から 2029(令和 11)年度までの 6 年を計画期間とします。

本計画は、福祉の推進の方向性を示す総合的な計画とするため、区の上位計画である「品川区基本構想・長期基本計画」のもとに、高齢、障害、子ども・子育ての各分野の個別計画を横断的につなぎ、各計画を推進する上で共通して必要になる基本的な考え方を示すものです。

